

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定について

業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための措置です。

対象となる中小企業の方は、経済産業大臣の指定を受けた特定業種を行う事業所であって、

1 法人の場合…

登記上の住所地又は事業実体のある事業所の所在地が南アルプス市内の方

2 個人事業主の場合…

事業実体のある事業所の所在地が南アルプス市内の方

上記のいずれかの要件を満たす方が対象です。

必要書類

法人	個人
<ul style="list-style-type: none">・認定申請書（原本2部）・添付書類（税理士の印）・添付書類の（注）に記載されている疎明資料・決算報告書・確定申告書の写し・商業登記簿謄本の写し・許認可証の写し	<ul style="list-style-type: none">・認定申請書（原本2部）・添付書類（税理士の印）・添付書類の（注）に記載されている疎明資料・決算報告書・確定申告書または青色申告書の写し・許認可証の写し

申請における注意事項

日本標準産業分類（平成19年11月改訂版）の細分類により業種を認定します。

複数の業種にまたがって事業を行っている申請者は、事業全体の数値がわかる様、必要に応じて添付様式を業種ごと複数枚記入し、提出してください。

問い合わせ
南アルプス市商工振興課
商工担当 055-282-2188